

○景観アドバイザー設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、景観法（以下「法」という。）、鳥取県景観計画（以下「景観計画」という。）及び鳥取県景観形成条例（以下「条例」という。）に基づく景観形成施策の推進及び景観形成活動の促進に資するため、景観アドバイザーの設置及び運用について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 県又は市町村が景観形成を図るために行う施策、県民又は事業者が景観形成を図るために行う活動その他景観形成の推進に関することについて、専門的視点からの意見を聞くため、景観アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置する。

(委嘱)

第3条 アドバイザーは、景観形成に関して専門的知識及び経験を有する者の中から、生活環境部長（以下「部長」という。）が適当と認める者に委嘱する。

(任期)

第4条 アドバイザーの任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 辞任したアドバイザーの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(所掌事務等)

第5条 アドバイザーの所掌事務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 土木その他の建設事業（以下「公共事業」という。）を県又は市町村が施行する場合において、条例第20条に規定する公共事業景観形成指針の遵守についての助言を行うこと。
- (2) 法第16条第1項各号に掲げる行為を県又は市町村が行う場合において、当該行為が行われる土地の区域を管轄する景観行政団体に同条第5項の規定に基づく通知を行うに当たって、当該景観行政団体の定める行為の制限に関する事項の遵守についての助言を行うこと。
- (3) 市町村が主体的に行う地域の特性に応じた景観形成施策の推進についての助言を行うこと。
- (4) 県民及び事業者が自発的に行う地域における景観形成活動についての助言を行うこと。
- (5) 県民又は事業者が自発的に行う景観形成に対する理解を深めるための活動において必要な助言を行うこと。
- (6) 事業者が事業活動を行うに当たり景観形成のために緑化、修景その他の措置を講じようとする場合において必要な助言を行うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、県の景観形成施策の推進に必要な助言を行うこと。

2 アドバイザーは、所掌事務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。アドバイザーを退いた後も同様とする。

(助言依頼等)

第6条 各部局の長、各総合事務所長、東部農林事務所長、鳥取県土整備事務所長、教育委員会教育長及び警察本部長（以下「各部局長等」という。）は、前条第1項第1号、第2号又は第7号に規定する内容（県に係るものに限る。）について、アドバイザーの助言を求めようとする場合は、様式第1号により、アドバイザーの推薦を部長に依頼するものとする。

2 部長は、市町村が前条第1項第1号から第3号までに規定する内容について、アドバイザーを利用する場合は、様式第1号により、アドバイザーの推薦依頼を受け付けるものとする。

3 部長は、前二項の規定による依頼があったときは、アドバイザーのうち適当と認める者を選定し、回答するものとする。

4 総合事務所長又は建築住宅事務所長（以下「所管事務所長」という。）は、前条第1項第4号から第6号までに規定する内容（市町村に係るものを除く。）について、アドバイザーから助言等を行わせようとする場合は、様式第2号により、その14日前までに、アドバイザーの派遣を部

長に依頼するものとする。

- 5 部長は、所管事務所長から前項の規定による依頼があったときは、第3条により委嘱したアドバイザーのうち適当と認める者を選定し、派遣するものとする。

(アドバイザー会議)

第7条 部長は、アドバイザーの業務に関して必要があると認めたときは、アドバイザー会議を開催することができる。

(謝金及び費用弁償)

第8条 部長は、第6条第1項の依頼に基づき推薦したアドバイザーが当該依頼に係る業務に従事した場合及び同条第5項の規定によりアドバイザーを派遣した場合は、予算の範囲内において当該アドバイザーに謝金を支給し、費用弁償を行うものとする。

- 2 アドバイザーは、第6条第2項の依頼に基づき推薦を受け、当該依頼に係る業務に従事したときは、当該市町村の規程に基づく謝金を受給し、費用弁償を受けるものとする。

(報告)

第9条 各部局長等は、第6条第3項の規定により推薦を受けたアドバイザーの助言を受けたときは、その実績を様式第3号により、翌月の10日までに部長に報告するものとする。

- 2 部長は、第6条第2項の依頼に基づき推薦したアドバイザーが当該依頼に係る業務に従事したときは、市町村に対して、アドバイザーの行った助言の内容について様式第4号による回答を求め、当該業務が終了した日の属する月の翌月10日までにその実績を把握しておくものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーの運営に関し必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

この改正は、平成19年4月24日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号

(番 号)

(年 月 日)

鳥取県生活環境部長 様

(職 名)

景観アドバイザーの推薦について（依頼）

景観アドバイザー設置要綱第6条第1項（第2項）の規定により、下記のとおり景観アドバイザーの推薦を依頼します。

記

景観アドバイザー に依頼したい内容	
派遣場所	
派遣日時	
担当所属名 及び 担当者職氏名	

様式第2号

(番 号)

(年 月 日)

鳥取県生活環境部長 様

(職 名)

景観アドバイザーの派遣について（依頼）

景観アドバイザー設置要綱第6条第4項の規定により、下記のとおり景観アドバイザーの派遣を依頼します。

記

景観アドバイザー 派遣希望団体名	
景観アドバイザー の助言依頼内容等	
派 遣 日 時	
派 遣 場 所	
担当所属名 及び 担当者職氏名	

様式第4号

(番 号)

(年 月 日)

鳥取県生活環境部長 様

(職 名)

景観アドバイザーに対する相談実績について (回答)

景観アドバイザー設置要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり回答します。

記

景観アドバイザー 氏 名	
日 時	
場 所	
相 談 事 案	
景観アドバイザー の 助 言 内 容 等	
担当所属名 及び 担当者職氏名	

様式第3号

景観アドバイザーに対する相談実績

所属（ ）

アドバイザー 氏名	相談日	相談時間	相談事案	費用弁償			アドバイザー の助言内容	備考
				指導場所	金額	区間		

(注1) 相談時間は、午前、午後又は1日の単位で記入することとし、アドバイザーごとに1ヶ月分の合計相談日数を算出すること。

(注2) 費用弁償の必要がある場合には、旅費請求書を添付すること。